

## 横浜市立上の宮中学校いじめ防止基本方針

平成26年2月17日策定

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) 上の宮中学校いじめ防止基本方針の目的

上の宮中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめがどの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという強い意識のもと、学校、保護者等が相互に協力し、活動しながら子供の健全育成を図り、「いじめのない温かい学校・自分のこともまわりのことも大切にできる学校」を目指すことを目的とする。

#### (3) いじめを防止するための基本的な方向性

##### \*いじめの未然防止

- ・いじめを許さない学校の風土づくり
- ・わかる授業づくり 生徒が主体的に参加する授業づくり
- ・あいさつ運動
- ・心の通い合う集団づくり
- ・自己肯定感を育てる人間関係づくり

##### \*いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化
- ・教職員の資質の向上
- ・教育相談体制の充実

##### \*いじめに対する適切な対処・処置

- ・生徒・保護者との信頼関係の確立
- ・組織としての対応
- ・関係機関との連携強化

## 2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

### (1) 設置

法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 構成

・組織の構成員は次の者を担当とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導部長、生徒指導専任、養護教諭

- ・状況に応じて、関係職員を加える
- ・状況に応じて、学校に配置しているカウンセラー等、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (3) 役割

- ・いじめの早期発見のための必要な措置を講ずる。
- ・いじめ事案に対して中核となって組織的に取り組む。
- ・いじめに対する情報の収集や記録、対応に対して、中核となって役割分担をする。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。

### (4) 年間計画

月	活動内容
4	対策委員会 生徒指導研修 教育相談アンケート 教育相談 地域訪問 地域教育協議会 (学校支援地域本部) 学習支援 (1年対象)
5	良風会総会 (スクールサポートチーム)
6	地域教育協議会
7	学校・家庭・地域連携事業実行委員会 学習支援 (3年対象) 地区懇談会 個人面談 地域パトロール
8	地域パトロール 学習支援 (全学年)
9	教育相談アンケート 教育相談 ライン研修会
10	地域教育協議会 命の大切さを学ぶ教室 (全校道徳)
11	対策委員会 学習支援 (3年対象)
12	サイバー教室 地域教育協議会 個人面談 地域パトロール 学習支援 (3年対象)
1	教育相談アンケート 教育相談 学習支援 (3年対象)
2	地域教育協議会 職業体験活動 新入生説明会
3	対策委員会

### 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

#### (1) いじめの防止

本校生徒全員が安心して豊かに生活できる学校づくりを行っていく。

- \*いじめを許さない学校の風土づくりに努める。
- \*「お勧め授業黒板」等を活用し、教職員同士が互いに研修しあい、わかる授業づくり、生徒が主体的に参加する授業づくりを行う。
- \*良風会（スクールサポートチーム）の活動の中心である、教職員、生徒会、保護者、地域、諸関係機関が連携したあいさつ運動を推進し、見守り活動を充実させる。
- \*生徒会を中心に作り上げた本校の校訓「敬愛・自律・努力」の精神に基づき、心の通い合う集団づくりを進める。
- \*生徒、教職員間の信頼できる関係を大切にし、自己肯定感を育てる人間関係づくりを目指す。

#### (2) いじめの早期発見

いじめが気づきにくい形で行われることを認識したうえで、些細な兆候でも疑いを持って、教職員同士情報交換を密にしながら早期発見に努める。日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように教職員がアンテナを高く保つとともに、情報を共有しながら実態把握に取り組む。

- \*いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化、推進に努める。
- \*各学期初めの4月、9月、1月に年3回の教育相談アンケートを実施し、教育相談体制の充実を進める。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中核として速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- \*生徒・保護者との信頼関係を大切にし、速やかに事実確認を行い、生徒の状態に応じた指導、支援を行う。
- \*組織的に迅速に対応し、被害生徒・加害生徒のみならず集団全体への適切な指導、支援を行う。
- \*状況に応じて警察等関係機関・専門機関等との連携強化を図り、対応していく。

#### (4) 学校運営協議会等の活用

年4回の「学校運営協議会」、年5回の「学校支援地域本部」良風会（スクールサポートチーム）の活動等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える問題を共有し、理解を得ながら連携協力を図る。

(5) 教職員研修の実施

教職員に対し、いじめ防止に関する研修を充実させ、教職員の資質の向上を図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告する。

(2) 調査・報告

対策委員会を中核として、重大事態に対処する。

再発防止も視点においた調査を行い、結果を教育委員会に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。